

「LINE 拡張ツール導入等業務」に関する質疑応答

2023年4月28日

小野市総務部 ICT 推進課

01. 公告書（2頁）3.参加資格要件（II）-（ア）

【質問】「未上場かつ創業から15年以内であること」とありますが、弊社が代表者の共同事業体で参加する場合は、参加企業全てがスタートアップ要件に該当しないといけませんでしょうか？
もしくは、共同事業体ではなく弊社のみで参加し、協力会社へ業務の一部を再委託する場合、再委託先もスタートアップ要件に該当しないといけませんでしょうか？

【回答】本プロポーザルでは「LINE の拡張ツール」導入するため、「LINE の拡張ツール」サービスを開発・提供する事業者を選定することを目的としております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ I の採択を、「LINE 拡張ツールにスタートアップが提供するサービスを活用する」こととして「スタートアップ活用」加点が措置され、受けております。

（別紙参照）

このため共同事業体でのご参加の場合、「LINE の拡張ツール」サービスを開発・提供する事業者がスタートアップ要件に該当する必要があります。協力会社に業務の一部を委託する場合も同様に、参加表明をする事業者が「LINE の拡張ツール」サービスを開発・提供し、スタートアップ要件に該当する必要があります。

※1 協力会社の参加資格が不明瞭でしたので、次の内容を実施要領に追記しました。

【追記内容】

公的個人認証・決済サービスの提供を行う協力会社については、(1)(7)(11)の参加資格要件を課さない。ただし、(12)については、参加表明者と協力会社が協力して満たすこと。

※2 公的個人認証・決済について外部連携サービスを使って実現する場合、協力会社として参加表明書に記載していただければ結構です。共同事業体として参加いただく必要はありません。

02. 公告書（1頁） 3. 参加資格要件（1）

【質問】 共同事業体の構成団体及び再委託先についても入札名簿の登録は必要でしょうか？

【回答】 共同事業体の場合、共同事業体を構成する事業者すべてが参加者となりますので、すべての事業者について・役務の提供等登録業者名簿への登録が必要です。

再委託先については、当該名簿への登録は不要です。

【質疑応答作成】

〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531

小野市総務部 I C T 推進課

電話：0794-63-1000（代表）

Mail：joho@city.ono.hyogo.jp